

町行政全般をチエック

令和元年度監査概要

令和元年度において、地方自治法の規定に基づき実施した監査の概要と、その結果を次のとおりお知らせします。

監査委員事務局 内線362

扶桑町監査委員

水野 みずの 敏夫 としお

千田 せんた 勝文 かつふみ

例月出納検査

扶桑町で扱われる現金の出納・保管あるいは収入・支払事務が適法適切に行われているかどうかを主眼として、毎月1回実施した。

検査の対象 扶桑町における現金及びその出納・各種帳簿・証拠書類

検査の結果 収支現在高は、関係帳簿と照合し、適正に管理されていることを確認した。

なお、一部改善すべき点として、適切な予算編成に努めるなど10項目の意見を付し、適正に執行されるよう要望した。

決算審査

平成30年度の決算の各計数が正確であるか、また、事務事業は予算の目的に従い経済的、効果的、合法的に執行され、財政は健全に運営されているかどうかを主眼として実施した。

審査の期間 令和元年7月2日から同月11日までのうち8日間

審査の対象 平成30年度における各会計歳入歳出決算・同決算附属書類・基金運用状況

審査の結果 審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、関係法令に基づき処理されており、その計数は正確に表示され、決算内容は概ね適正であった。

なお、一部改善すべき点として、当初予算計上漏れ並びに予算配当計画の誤りなどについて4項目の意見を付し、適正に執行されるよう要望した。

財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全な財政状況の指標となる財政健全化判断比率及び特別会計事業の経営健全化を判断する資金不足比率について、その比率及び関係書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査実施日 令和元年8月7日

審査の対象 平成30年度財政健全化判断比率、資金不足比率

審査の結果 審査に付された比率等は、関係法令等に基づき作成されており、その算定は適正であると認められた。

定例監査

扶桑町の財務に関する事務の執行並びに事務事業が、法令に従い計画的かつ効果的に行われているか、また、組織が合理的に運営されているかどうかを主眼として実施した。

監査の期間 令和元年11月1日から11月12日までのうち7日間

監査の対象 令和元年度上半期歳入歳出状況及び附属書類

監査の結果 各事務は、法令等に準拠して概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部改善すべき点として、予算積算の誤り及び予算配当の誤りについて3項目の意見を付し、適正に執行されるよう指摘した。

財産管理監査

町有財産である各種施設が、適切に管理運営されているかどうかを主眼として実施した。

監査実施日 令和元年5月31日

監査の対象 高雄学習等供用施設・扶桑東学習等供用施設・山名学習等供用施設

監査の結果 全体として施設は整備され、良好に管理・運営されていると認められた。

財政援助団体監査

町が交付した補助金が目的に従い適正に執行され、効果が十分に達成されているかどうかを主眼として実施した。

監査実施日 令和2年1月10日

監査の対象 扶桑町シルバー人材センター

監査の結果 監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、適正と認められた。

工事監査

工事の施行が法令等に準拠して適正かつ効率的、合理的に行われているかどうか、また経済的に妥当であるかどうか、技術的調査を主眼として実施した。なお、調査は公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考にした。

監査実施日 令和2年1月16日

監査の対象 公共下水道汚水幹線工事

監査の結果 工事は法令等に準拠して概ね適正に執行されていると認められた。